

京都市訓令甲第 13 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年12月7日

京都市長 門 川 大 作

別表第5元離宮二条城事務所長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第5元離宮二条城事務所総務課長の項中第21号を第22号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 京都市元離宮二条城条例第5条による入城料等の減免に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)